

三条教区通信

第 62 号

発行日 2012年8月10日、17日第2版
 発行者 三条教務所長 鷲尾 幸雄
 発行所 真宗大谷派（東本願寺）三条教務所
 〒955-0071 三条市本町2丁目-1-57
 E-mail: sanjo@higashihonganji.or.jp
 ホームページ: www.gobosama.net

三条教区

検索

今月の法語

〔法語カレンダーより〕

しんじん

信心のひとは

しん

その心

すでにつねに

じょうど こ

浄土に居す

『御消息集』『真宗聖典』591 頁

東日本大震災三条教区災害救援金

皆様にご協力いただいております三条教区独自の救援金は、2012年8月9日現在、総額 12,737,012 円となりました。

これまでの救援金寄託状況は以下のとおりです。

2,000,000 円 東京教区 2012年2月14日

10,000,000 円 仙台教区 2012年4月13日

ご報告いたしますとともに、ご協力の御礼を申し上げます。

2012 年度教区会・教区門徒会報告



教区会の模様 於教区同朋会館会議室

教区会(小林光紀議長・楠 雅丸副議長)が7月27日、教区門徒会(土田 隆会長・半藤仙弥副会長)が30日に開催されました。

議決された全議案は以下のとおりです。

- ・2011 年度三条教区教区費經常部歳入歳出決算書
- ・2011 年度三条教区出版会計歳入歳出決算書
- ・2011 年度三条教区共済特別会計歳入歳出決算書
- ・2011 年度三条教区地方事業補助金特別会計歳入歳出決算書
- ・2011 年度三条教区教化センター特別会計歳入歳出決算書
- ・2011 年度三条真宗学院特別会計歳入歳出決算書
- ・2011 年度三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計決算書
- ・2011 年度三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計剰余金の処理
- ・2011 年度三条別院本堂修復・教区同朋会館建設会計計算書
- ・2012 年度宗派經常費御依頼割当基準
- ・2012 年度三条教区教区費割当基準
- ・三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志御依頼
- ・2012 年度三条教区教区費經常部歳入歳出予算書(案)
- ・2012 年度三条教区出版会計歳入歳出予算書(案)
- ・2012 年度三条教区共済特別会計歳入歳出予算書(案)
- ・2012 年度三条教区地方事業補助金特別会計歳入歳出予算書(案)
- ・2012 年度三条教区教化センター特別会計歳入歳出予算書(案)
- ・2012 年度三条真宗学院特別会計歳入歳出予算書(案)
- ・三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌実行委員会規程(案)
- ・三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計規則(案)
- ・三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計収入支出予算書(案)

- ・三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念五条袈裟について
- ・第二回全国門徒戸数調査結果の使用について
- ・三条教区教化センター主幹の再任について
- ・三条真宗学院規定の一部改正について



教区門徒会の模様 於教区同朋会館会議室

すべての議案について、教区会並びに教区門徒会において全会一致により可決されました。

また、教区会に先立ち決算・予算委員会並びに特別委員会が開催され、特別委員会のなかで、「福島第1原子力発電所事故による被災者の方々の現状と、原発に対する真宗大谷派の見解を受け、柏崎刈羽原子力発電所を地元にかかえている三条教区としての在り方について意見がなされ、今後、教区会参事会にて検討を行うことが教区会にて確認されました。

可決された規程等は以下のとおりです(決算書及び予算書等については『2012年度三條教区報』に掲載いたしております)。

三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 実行委員会規程

(設置及び目的)

第1条 宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌を契機とし、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌(以下、「教区御遠忌」という)を、本願念仏に生きる人の誕生を期し、教区御遠忌後の教区の方角性を見据えた取り組みとして実行するため、その総計画の実施に伴う業務の整理及び推進を図ることを目的として、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌実行委員会(以下、「委員会」という)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教区御遠忌総計画の策定及び実施に関する事項
- (2) 教区御遠忌法要に関する事項
- (3) 記念事業並びに行事及び教化研修に関する事項

(4) 財務及び募財に関する事項

(5) 広報に関する事項

(6) 第10条に定める専門部会の連絡調整に関する事項

(7) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員15人以内で組織する。

(1) 教区会議長及び副議長

(2) 教区門徒会長

(3) 教区坊守会長

(4) 別院責任役員

(5) 第10条に定める各専門部会の主査

(6) 委員長が推薦したもの 若干人

(7) 教務所長が推薦したもの 若干人

2 前項第1号から第4号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第10条第7項に規程するものを除き、前項第5号による委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項第6号及び第7号による委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を総理し、議事を整理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(教務所長)

第5条 教務所長は、委員会を統理する。

2 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができ、また委員会に対して必要な報告を求めることができる。

3 教務所長は、教区御遠忌に関する事業の実施について、委員長と連携を密にして職務を遂行する。

(招集)

第6条 委員会は、教務所長の同意を得て委員長が招集する。

(議事及び議決)

第7条 委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数でこれを決め、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(報告)

第8条 委員会は、議事の結果を教区会、教区門徒会及び院議会に報告しなければならない。

(正副組長連絡協議会)

第9条 教区の実情に即した教区御遠忌総計画の策定と円滑な実施に資するため、委員会に正副組長連絡協議会(以下、「協議会」という)を置く。

2 協議会は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)委員会が必要と認めた事項に関する調査及び協議。
- (2)教区御遠忌総計画の周知及びその実施に関する事項。
- (3)その他必要な事項。

3 協議会は、委員長、副委員長及び正副組長で組織する。

4 協議会は、教務所長の同意を得て委員長が招集する。

(専門部会)

第10条 第2条の業務を遂行するため、委員会に次の各号に掲げる専門部会を置く。

- (1)法要部会
- (2)教化部会
- (3)別院整備部会
- (4)募財部会
- (5)広報部会

2 専門部会に委員長が指名した主査1人をおき、主査は、専門部会の業務を整理し、これを委員会に報告するものとする。

3 専門部会に所属する部員の中から互選した副主査を1人置き、副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはその職務を代理する。

4 専門部会に所属する部員は、主査の推薦により、教務所長が委嘱する。ただし、必要により2以上の部会の部員を兼務することができる。

5 法要部会の主査は、三条別院教化審議会長がこれに当たるものとする。

6 教化部会の主査及び副主査は、それぞれ三条教区教化委員会企画委員長及び副委員長がこれに当たり、部員は企画委員がこれに当たるものとする。ただし、第4項による部員の所属を妨げない。

7 前項及び前々項に定める部会の主査及び副主査の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

8 専門部会の部員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

9 委員である専門部会の部員の任期は委員の任期による。

10 専門部会は、教務所長の同意を得て主査が招集する。

(部会の担当業務)

第11条 法要部会の担当業務は、次の各号に掲げ

るとおりとする。

- (1)儀式に関する事項
- (2)法要に係る行事に関する事項
- (3)法要出仕の奨励に関する事項
- (4)参拝の奨励に関する事項
- (5)その他法要部会に属する事項

2 教化部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)教化事業の企画、立案及び実施に関する事項
- (2)教化教材の調整及び提供に関する事項
- (3)教化の推進に係る記念行事に関する事項
- (4)所属組織の活動促進のための連絡調整に関する事項
- (5)その他教化部会に属する事項

3 別院整備部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)別院整備計画に関する事項
- (2)別院整備計画の周知徹底に関する事項
- (3)別院整備工事を適正かつ円滑に進めるための体制及び方法に関する事項
- (4)別院整備工事の設計及び施工管理をする者若しくは団体の選定に関する事項
- (5)別院整備工事の施工業者の審査に関する事項
- (6)別院整備工事の監督管理に関する事項
- (7)その他別院整備部会に属する事項

4 募財部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)懇志金の募財奨励に関する事項
- (2)記念品の調製に関する事項
- (3)その他募財部会に属する事項

5 広報部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)広報に関する事項
- (2)広報に係る記念事業に関する事項
- (3)各種交渉、渉外に関する事項
- (4)記録に関する事項
- (5)その他広報部会に属する事項

6 教区御遠忌に係る業務であって、担当する部会が明確でないものについては、委員会が担当部会を決定するものとする。

(部会の連携)

第12条 各部会は、相互に緊密な連携を保持し、担当業務に当たらなければならない。

(委員会と部会との関係)

第13条 各部会が担当する業務であって、教務所長が必要と認める事項については、委員会の承認を得なければならない。

(スタッフ)

第14条 各専門部会の業務を円滑に遂行するため、部員のほかにスタッフを置くことができる。

2 スタッフは、主査の推薦により、教務所長が委嘱する。

3 スタッフの任期は、その業務の完遂をもって満了とする。

(教務所員及び別院職員の会議への出席)

第15条 教務所員及び別院職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(参考人の会議への出席)

第16条 教務所長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(会計)

第17条 教区御遠忌に関する経費の収入及び支出を処理するため、教区会、教区門徒会及び院議会の議決を経て、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計を規則をもって設定するものとする。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、教務所の所管とする。

(規定の改正)

第19条 この規程を改正しようとするときは、教区会、教区門徒会及び院議会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、教区会、教区門徒会及び院議会の議決を得た日(2012年8月3日)から施行する。

三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 特別会計規則

(設置)

第1条 三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌実行委員会規程第17条の規定により、教区御遠忌事業に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計を設置し、教区経常会計と区分して経理する。

(期間)

第2条 この会計は、2012年7月1日から始まり、2015年6月30日をもって終了する。

(収入及び支出)

第3条 この会計においては、従前の三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計閉鎖にともなう剰余金を繰り入れ、また、教区御遠忌懇志金、教区御遠忌御香儀、教区御遠忌冥加金、回付金、雑収入及びその他この会計に属する収入をもって収入とし、教区御遠忌法要費、特別記念事業費、記念教化事業費、広報費、会議費、調進費、事務費及びその他この会計に属する支出をもって支出とする。

(計算書及び決算書の作成)

第4条 この会計の予算並びに決算は、教区会、教区門徒会及び院議会の議決を得なければならない。

2 毎会計年度終了後、計算書を作成し、教区監事の監査を経て、教区会、教区門徒会及び院議会議に報告するものとする。

(予算の区分)

第5条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて、歳出にあつてはその目的にしたがつて、それぞれ款及び項に区分する。

(補正予算)

第6条 この会計の予算を補正しようとするときは、教区会、教区門徒会及び院議会議の議決を得なければならない。

(最終年度決算の処理)

第7条 この会計において会計終了年度に剰余を生じた場合は、その処理については、教区会、教区門徒会及び院議会議の議決を得なければならない。

(会計条例の準用)

第8条 この規則に定めのない事項については、会計条例(1998年条例公示第1号)の規定を準用する。

(改廃)

第9条 この規則を改廃しようとするときは、教区会、教区門徒会及び院議会議の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌実行委員会規程施行の日(2012年8月3日)から施行する。

三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 記念五条袈裟について

宗派により定められた教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別募財御依頼額完納に対する記念品である白地蘇芳色御遠忌記念牡丹陰紋五条袈裟を用いることとする。

第二回全国門徒戸数調査結果の使用について

2012年10月1日に実施される第2回門徒戸数調査の結果について、教区において調査対象の寺院・教会及び別院毎の数値を懇志金等の勧募又は教化施策展開のため、門徒戸数調査に関する条例(2004年6月28日条例公示第8号)により、その数値を公開し、使用することについて議決する。

ただし、その使用内容については、三条教区御依頼適正審議会において検討することとする。

三条教区教化センター主幹の再任について

真宗大谷派三条教区教化センター規程第4条第2項及び第6条により、里村専精氏(第20組 最福寺

前住職)を第9期(2012~2013年度)三条教区教化センター主幹として再任することを承認する。

三条真宗学院規定の一部改正について

母法である真宗学院規程(1981年達令公示第6号)の一部改正に伴い、三条真宗学院規則(2003年6月2日施行)の一部を次のように改正する。

第4条中第四号「同和教育」を「差別問題」に改める。

附則

この規則は、2013年4月1日から施行する。

教化委員会からのお知らせ

2012年6月29日開催の教区教化委員会総会において、以下のとおり教化研修計画が決定されました。

2012年度三条教区教化研修計画

今年度は、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌に向けた取り組みを開始する年となる。

教化研修計画においては、教区御遠忌を一過性のもので終わらせることなく、教区御遠忌を契機として、改めて本願念仏に生きる人の誕生を期すという使命を各々が念ずることが原点である。その具体的な研修計画の取り組みにおいて不可欠となる各寺院の住職及び寺族の協力を要請し、以下のとおり教化研修計画を実施する。

【教化重点施策】

1 帰敬式実践運動の展開

2006年度から教区教化研修計画の重点施策として「三条教区帰敬式実践運動推進計画」に沿って取り組みを進めてきたが、2011年度は宗祖御遠忌を契機とし、これまでの取り組みを点検すべく、教区内全寺院を対象に「帰敬式に関するアンケート」を実施した。

そのアンケート結果を踏まえ、2012年度は、さらなる帰敬式実践運動展開のため、次のとおり取り組む。

(1) 帰敬式に関する広報及び研修の実施

① 帰敬式受式の意義、また、受式に際して利用可能な執行場所及び執行期日などの基本情報を伝えるパンフレット等を作成し、配布する。

② 帰敬式広報タペストリー(壁掛け用垂れ幕)を全寺院へ配布する。

③ 教区ホームページにて帰敬式に関する基本情報を公開するページを開設し、広く発信する。

④ 帰敬式に関連する研修会を実施する。

(2) 帰敬式受式機会の充実

① 三条別院における年複数回の帰敬式執行について検討する。

② 帰敬式受式を目的とする本山団体参拝・奉仕団について検討する。

③ 寺院における帰敬式執行に関するサポートについて検討する。

2 推進員養成講座の充実

教区指定推進員養成講座が各組をほぼ一巡した後、2007年度から第2期を展開しているが、その間見えてきた諸課題を整理しつつ、2015年度までに全組実施を目指す。2012年度は第12、20、佐渡組(2年目)及び第13組において実施する。

また、企画委員会、同朋の会教導連絡協議会、推進員教習部門並びに推進員研修会部門との間で協議を行い、次期教区指定推進員養成講座に取り組む体制の再構築に向けて、教区の現状に基づいた、組が自主的に取り組めるような環境づくりについて検討する。

3 教区御遠忌教化事業計画の策定

これまでの教区教化事業及び宗祖御遠忌お待ち受け教化事業の集約整理を行い、時代社会に応じた今後の教区教化事業を見据えて、教区御遠忌教化事業の取り組みを行う。

■ 全戦争犠牲者追弔法会報告

去る7月7日、三条別院にて全戦争犠牲者追弔法会が勤まった。今回の法会では「盧溝橋事件」並びに「南京大虐殺」をテーマとし、法要後は『フィルムは見ていた 検証 南京大虐殺』ビデオの上映が行われた。



外陣出仕に加わる三条真宗学院生 於三条別院本堂

参詣者は少なかったが、7月7日という「盧溝橋事件」の勃発から75年経ったこの日に全戦争犠牲者追弔法会を厳修することで、改めて非核非戦をという願いを念頭に、念仏者としての道を共に確かめていける第一歩となったのではないだろうか。

三条教務所 五辻広大

■ 2011 年度長岡地区女性研修会報告

「人間はとらえてみようのない程深く、ことばでは尽くせない存在。不思議、ヘエ、マテヨ！など発する一瞬の感覚こそ真実を言い当てる。自分のいただいた縁を通し、人間の深さを学びつづける歩みが韋提希に代表される「凡夫往生」と里村専精先生は座すことも、休憩もなされず時間の限りお話し下さった。輝く眼、迫力の前で「難」とはだかにされたけれど、先生の立たれている「土」を誰もが感じたことと思います。



里村専精氏(第20組最福寺)

又、「私のいのちというような浅いものではなく、私をこえ、私をつらぬく連続無窮のいのちの歴史の最先端に私がいる。37億年の歴史の上に私が立つのです。0才も80才もあなたも私も皆一列に並ぶ、それが今、今存在することこそが貴く、ふしぎなことなのです」先生のこのお話をお聞きするたび私は肩の力がぬけてほっとするのですが、一通の手紙を残し逝った友と一緒に聞けなかったことが残念でしかたありません。

最後になりましたが、このたび会所としてお世話になりました無為信寺様の由緒も少し触れて下さった。私は、上半身のお姿の聖人像ははじめてで「証明写真(スママセン)のようですね」と失言してしまったが、御伝鈔(聖典 730 頁)の「御ぐしばかりをうつしたてまつりけり」を知り、聖人ご在世の頃の法橋が書かれたものかも…と思いがふくらみ7月17日のご開帳が楽しみとなりました。

次回の女性研修又皆様とお会い出来ますよう。お影様でした。合掌

女性研修会部門 青山えい子(第15組浄福寺坊守)

研修会のご案内

■ 第50回児童夏の集い 開催案内既送

- ◆日時 2012年8月20日(月)～22日(水)
- ◆会場 栗島
- ◆テーマ 友達の輪

- ◆対象 小学3年生～中学3年生
- ◆定員 60名(募集終了しました)
- ◆参加費 10,000円
- ◆問合せ 三条教務所(担当:五辻)

■ 夏期子ども会巡回 開催案内既送

- ◆日時 2012年8月中
- ◆内容 紙芝居の上演、ゲーム等
- ◆対象 各寺院・教会・保育園・幼稚園等
- ◆問合せ 三条教務所(担当:五辻)

■ 声明基本講習会 開催案内同封

- ◆日時 2012年10月1日 9:30～16:00
- ◆場所 教区同朋会館
- ◆講師 声明講習会部門スタッフ
- ◆内容 「得度班」と「研鑽班」に分かれての講習
- ◆対象 すべての有縁の方
- ◆参加費 500円
- ◆問合せ 三条教務所(担当:五辻)

■ KANYO primary school～1から学ぶ王舎城～

開催案内同封

- ◆日時 2012年9月3日(月)14:00～
- ◆場所 教区同朋会館
- ◆講師 渡邊学氏(明正寺住職)
- ◆内容 王舎城の悲劇について
- ◆対象 すべての有縁の方
- ◆参加費 500円
- ◆問合せ 三条教務所(担当:五辻)

■ 「差別と真宗」交流学習会 I 開催案内同封

- ◆日時 2012年9月11日(火)
- ◆講師 長田浩昭氏(京都教区法傳寺住職)
- ◆テーマ 「大谷派教団と原発問題」
- ◆会場 教区同朋会館
- ◆参加費 500円
- ◆その他 当研修会は、教師陞補に必要な、受講書が発行される研修会です。
- ◆問合せ 三条教務所(担当:史陀・藤波)

■ 秋季声明講習会 開催案内後送

- ◆日時 2012年10月11日 10:00～16:00
- ◆場所 教区同朋会館
- ◆講師 藤澤 善夫氏(堂衆)
- ◆内容 普通寺院における御遠忌法要の執行について
- ◆対象 僧侶
- ◆その他 本講習会は受講証が発行される研修会です。
- ◆問合せ 三条教務所(担当:五辻)

■ 第38回推進員研修会 開催案内後送

- ◆日時 2012年10月12日(金)

- ◆会場 三条別院本堂、教区同朋会館
- ◆講師 近田昭夫 氏(東京教区第7組顯真寺)
- ◆講題 「いっぺん見直しましょか？」
—真宗同朋会運動50周年をお迎えし—
- ◆参加費 1,500円(昼食代込み)
- ◆問合せ 三条教務所(担当:藤波)

■歴史講座

開催案内同封

- ◆日時 2012年10月17日(水)14:00～
- ◆場所 教区同朋会館
- ◆講師 山内小夜子氏(解放運動推進本部委員)
- ◆講題 「加害とゆるし」
- ◆内容 南京大虐殺について
- ◆対象 すべての有縁の方
- ◆参加費 500円
- ◆問合せ 三条教務所(担当:五辻)

教務所からのお知らせ

三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌に向けて

三条教務所長 鷲尾 幸雄

昨年は、宗祖親鸞聖人の七百五十回御遠忌の御正当年にあたり、真宗本廟において御遠忌法要並びに御正当報恩講が勤修されました。「東日本大震災」という未曾有の大災害、更には人災と指摘される福島第一原子力発電所の事故に見舞われる中、被災者の方々への想いを胸に、教区の多くの方々にご参詣をいただきました。

この数年来、教区の皆様方には、本山御遠忌御修復懇志金の勧募をはじめ、本山御遠忌お待ち受けに向けた諸事業や団体参拝にご尽力をいただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

また、昨年度は、本山御遠忌への歩みを踏まえて、三条教区の御遠忌をどのような形でお迎えするのか、その基本構想を明らかにするため、「三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌検討委員会」を設置いただきました。以来、検討委員会において鋭意ご審議、ご検討をいただき、去る5月23日付で答申書(『2012年度 三條教区報』84頁をご覧ください)をご提出いただいたこととございます。

その答申いただいた内容を具体化させていくため作成しました「三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌実行委員会規程(案)」及び「三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計規則(案)」並びに「三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計収入支出予算書(案)」について、先般、教区門徒会及び教区会、三条別院の院議会において可決い

ただきました。このことによりまして、本年度から教区御遠忌へ向けた取り組みを始めることとなりました。

今後「御遠忌実行委員会」を中心に、答申書による基本構想を受け、具体的取り組みについて決定しつつ、教区御遠忌へ向けた着実な歩みを進めさせていただきたいと存じます。

教区御遠忌にあたっては、「答申書」前文に「教区御遠忌を一過性のものとして終わらせることなく、御遠忌を契機として改めて本願念仏に生きる人の誕生を期するという教区の使命を確認するなかで、御遠忌後の教区の方向性を憶念しつつ、教区御遠忌の基本構想について検討を重ねてきました」と述べられますとおり、宗祖の教えにご縁をいただく私どもが教区御遠忌をお迎えする基本姿勢は、正にこのことに尽きるのではないかと存じます。

今後、答申に示されます①2015年5月後半に三条別院において三昼夜を基本とする法要の勤修、②別院整備事業(内陣・本堂・書院・旧御堂・会館等の改修)、③人材養成に資する教化事業、④2012年度から2014年度までの3ヵ年の募財(門徒懇志金1戸5千円、寺院御香儀1口3万円1口以上)、⑤地域社会とのつながりをもった広報事業等について順次取り組んでまいりたいと存じます。

この教区御遠忌を通して、平素ご崇敬いただいております教区の聞法教化の中心道場たる三条別院の意義を再確認するとともに、宗祖の教えをわが身にいただき直すご縁となりますことを念じつつ、共に歩ませていただきたく、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

第2回門徒戸数調査

第7回教勢調査の実施について

2012年10月1日を調査期日として、全国の寺院・教会・別院を対象に第2回門徒戸数調査及び第7回教勢調査が全国一斉に同時実施されます。

今回の調査は、「統計調査基本条例」(2010年達令公示)に基づき、宗祖御遠忌を機に取り組んできた「門徒戸数調査」を本山御遠忌後も継続して行い、「教勢調査」と併せて実施し、宗門の財政基盤の確保と宗門現勢の的確な把握を目指して取り組まれるものです。全寺院・教会・別院の皆様のご理解とご協力をお願いいたします(『真宗』8月号3頁抜粋)。

教区内の保護司の皆様へ

全国保護司代表者協議会等において、真宗の教えに基づく更生保護活動の充実が願われていることから、このたび、全国組織としての真宗大谷派保護司会(仮称)の結成に向けた協議が宗派で行われること

になりました。

それに伴い、三条教区内の保護司に関する現状について宗務所に報告させていただくため、教区内の保護司(有教師・寺族)の方は、各組組長へお申し出くださいますようお願いいたします。

なお、宗派として会が結成され、保護司の名簿が正式に作成される際には、入会の意味及び名簿への掲載について、改めて宗派から確認させていただいた上で行われますことを申し添えます。

◎ラジオ「東本願寺の時間」

宗派が1951年11月よりラジオ伝道として放送している「東本願寺の時間」について、吉運堂様のご提供により、新潟県でもお聞きいただけます。

- 講師 7/16～8/26 渡邊 学氏(三条教区)
8/27～10/7 宮武真人氏(四国教区)
(変更になる場合があります)

- 放送局 BSN新潟放送
*新潟県全域をカバー
・小出エリア 1026KHz
・中越エリア 1062KHz
・下越エリア 1116KHz
・塩沢エリア 1485KHz
・上越エリア 1530KHz

- 時間 毎週金曜日午前5:00～5:10
○提供 吉運堂 様

◎教区行事予定表

2012年	
8/11(土)	～15日(水) 教務所夏期事務休暇
8/20(月)	～22日 第50回児童夏の集い
8/22(水)10:00 13:30	女性研修会部門スタッフ会議&学習会 推進員役員会
8/29(水)14:00	企画委員会
8/30(木)14:00	教化センター開講式
9/3(月) 14:00	KANGYO primary school
9/4(火) 13:30 14:00	大谷大学同窓会(三条支部) 真宗学院指導会議 第2回門徒戸数調査連区説明会
9/11(火)13:30	「差別と真宗」共学研修会事前学習会
9/13(木)14:00	教化センター 教区坊守役員会
9/14(金)14:00	企画委員会
9/20(木)14:00	教化センター
9/27(木)14:00	教化センター
9/29(土)	宗祖七百五十回忌・真宗教団連合結成 四十周年記念大会@りゅうとびあ
9/30(日)9:30	保育講習会
10/1(月) 9:30	第2回門徒戸数調査・第7回教勢調査 声明基本講習会
10/5(金)14:00	KANGYO primary school
10/11(木)14:00 10:00	教化センター 秋季声明講習会

10/12(金)9:00	第38回推進員研修会
10/15(月)14:00	企画委員会 門徒戸数調査・教勢調査調査票提出
10/17(水)14:00	歴史講座 ～18 連区正副門徒会長協議会(東京)
10/22(月)	～23日「差別と真宗」交流学习会(福島)
11/15(木)14:00	企画委員会 教化センター
11/20(火)14:00	准坊守の集い

* 行事日程(会場)重複防止の便宜上、教区・別院主催以外の行事が一部含まれています。また、日程は変更される場合があります。

グラフ 2011年宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 (1,200円) 2012/06/28 発売

宗祖御遠忌に遇えた感動を、いま再び！



2011年4月・5月に厳修された宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌の法要及び催事を写真で振り返るダイジェスト版。50年に一度の勝縁である御遠忌に遇えた感動を、いま再び！ 2011年3月の東北地方太平洋沖地震災害「被災者支援のつどい」、11月の宗祖親鸞聖人七百五十回御正当報恩講、井上雄彦氏作屏風「親鸞」、2012年3月の東日本大震災被災者支援のつどい「いのちの響舞台」も収載。

2012年度年間書 注文書

法語カレンダー、『今日のことば』、『報恩講』、大谷派手帳、『真宗の生活』については、今月の教務所からの全寺院発送物に封入しております「2012年度年間書 注文書」にてご注文ください。



所員のつづやき ~森 恵成~

▼今回つづやきの担当となり書き始めて思い出したのが、ちょうど昨今の頃、新潟・福島豪雨があり、大変な被害が出たことでした(今年のこの時期につづやきを担当でしたもので)早いもので、もう1年が経ってしまいました。ということで、どうも人の記憶とは、何かキッカケが無いと出てこないようです▼これはつい最近の出来事の記憶ですが、おかしなことに、人生下り坂のわたしが、人生のことなど考えたことも無いほどの昔の記憶がふと出てくることもあるんです。それも結構と頻りに(年齢のせいなのかもしれません)▼「**真宗は唯、念仏**」▼もちろんそれには、その記憶が思い出されてくるキッカケがあるわけですが、それが前述のかぎ括弧で括った言葉です▼前置きが随分と長くなってしまいましたが、“それは私が小学生になった頃の明治生まれの祖母に対する記憶です。今から45年も前に亡くなったのですが、良いことにつけ、悪いことにつけ、兎に角いつでも、どこでもお念仏を口にする人でした。(お念仏が口からいつでも出ているからと言って、俗に言う仏様のような人だったわけではないのですが、)そのお念仏を称える祖母の様子が、子供心に何とも不思議に見えていた”ということです▼最近、研修会での講師のお話の中に「**真宗は唯、念仏**」という言葉聞いて以降、その祖母の様子が度々思い浮かべるようになりました▼しばらくはそんな記憶に浸りながらこの言葉をよく考えてみたいと思っています▼どうも私は歳を重ねながら、あるはずの無い、お念仏の取扱説明書なるものを求め続けて、いつの間にか使用目的(?)や使用方法(?)さらには使用者(?)を限定してしまったのかもしれませんが、お念仏を枠の中に固定してしまっていたのかもしれません。

新潟親鸞学会からのお知らせ

好評の史跡研修旅行 今年もやります!!

糸魚川地方の親鸞伝説と

真宗ゆかりの地を訪ねる旅

親鸞聖人が八百余年前、流人として越後へお越しになられた経路は、親不知、姫川、浦本、木浦という海辺の道でした。その道には「立ちすくみ如来」や「川渡しの御名号」など、聖人への敬愛あふれる伝承や法物が今もひっそりと残されています。このたび、みなさまを糸魚川地方の聖人の御旧跡へご案内し、「美

人の湯」笹倉温泉へお誘いいたします。ぜひ御参加ください。

募集要項

- 1 期日 平成 24 年 8 月 30 日(木)~31 日(金)
- 2 旅程
8 月 30 日 新潟駅南口(8:30) = 長岡 IC(9:30) = 柏崎 IC(9:50) = 糸魚川 IC = 田海西蓮寺(11:20~12:00) = 木浦西性寺(14:00~14:40) = 海岸寺(14:50~15:30) = 善正寺(15:40~16:30) = 笹倉温泉龍雲荘(17:00)
8 月 31 日 旅館(9:00) = 外波大雲寺(10:00~10:40) = (11:00) 親不知コミュニティーロード見学(12:00) = 谷村美術館(13:30~14:20) = フォッサマグナミュージアム(14:40~15:20) = 糸魚川 IC = 柏崎 IC(16:40) = 長岡 IC(17:00) = 新潟駅南口(18:00)
- 3 宿泊 笹倉温泉 龍雲荘 電話 025-559-2211
- 4 募集定員 30 名
- 5 応募締め切り 8 月 10 日(但し定員になり次第締め切り)
- 6 参加費 ¥30,000 円(5ヶ寺の参拝懇志金を含む)
- 7 集合時間と場所 8 月 30 日 8:15 新潟駅南口
*三条、長岡、柏崎、上越、の IC からでも乗車できます。申込時に郵便振替用紙に希望乗車場所を記入して下さい。
- 8 申込方法 新潟親鸞学会へ郵便振替で参加費をお払い込み下さい。
郵便振替「00570-6-92801 新潟親鸞学会」領収書は、郵便局発行の振替払込受領書をもって代用させていただきます。
後日、申込者に参加の「栞」をお届けします。

お問い合わせ 新潟親鸞学会事務局

TEL 025(222)2820 超願寺内

主催 新潟親鸞学会

取扱い 新潟ビーエス観光 TEL(0258)34-4848

【親鸞学会入会の申し込み・お問い合わせ】

新潟親鸞学会事務局 担当 富沢慶栄
〒951-8061 新潟市中央区西堀通二番町 783 超願寺内
☎025-222-2820 FAX 025-222-2830

Eメール choganji@nifty.com

新潟親鸞学会デスク(ブログ):

<http://niigata-shinran.cocolog-nifty.com/blog/>

三条仏青有志会ボランティア

【三条仏青有志会】

連絡係 藤井信彰(14 組長楽寺) shinsho@nct9.ne.jp